

報 告 第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年3月3日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 2 号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成28年2月23日

新居浜市長 石川 勝行

1 損害賠償の額 4万6,500円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

平成27年10月2日午後1時57分頃、新居浜市久保田町三丁目8番7号地先路上において、南進中の公用車と道路西側駐車場から左折してきた相手方の軽自動車とが衝突し、車両を損傷した。